

平成26年第1回竹原市議会定例会会議録

平成26年3月4日開議

(平成26年3月4日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	堀 越 賢 二	出 席
4	川 本 円	出 席
5	井 上 美 津 子	出 席
6	山 村 道 信	出 席
7	大 川 弘 雄	出 席
8	道 法 知 江	出 席
9	宮 原 忠 行	出 席
10	片 山 和 昭	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	稲 田 雅 士	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	桶 本 哲 也	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	宮 地 憲 二	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ど も 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	後 藤 博 光	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
商 工 観 光 室 長	國 川 昭 治	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 川 隆 二	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
公 営 企 業 部 長	後 藤 博 光	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 17 議案第 19 号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 20 号 竹原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 21 号 竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 22 号 竹原市水防協議会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 21 議案第 23 号 竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案
- 日程第 22 議案第 24 号 竹原工業・流通団地下水処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 23 議案第 25 号 平成 25 年度竹原市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 24 議案第 26 号 平成 25 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 27 号 平成 25 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 28 号 平成 25 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 29 号 平成 25 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 30 号 平成 25 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 29 議案第 31 号 平成 26 年度竹原市一般会計予算
- 日程第 30 議案第 32 号 平成 26 年度竹原市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 31 議案第 33 号 平成 26 年度竹原市貸付資金特別会計予算
- 日程第 32 議案第 34 号 平成 26 年度竹原市港湾事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 35 号 平成 26 年度竹原市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 36 号 平成 26 年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 37 号 平成 26 年度竹原市介護保険特別会計予算
- 日程第 36 議案第 38 号 平成 26 年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 37 議案第 39 号 平成 26 年度竹原市水道事業会計予算

午前10時00分 開議

議長（稲田雅士君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き議案第19号の質疑を行います。

11番。

11番（北元 豊君） 昨日に引き続きまして、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について質疑をさせていただきます。

この国民健康保険制度は、国民皆保険の要として保険医療制度の基盤をなすもので、市民が本当に安心して医療に係ることができる国民健康保険制度であると私は考えておるところでございます。

現状、財政状況を申しますと、高齢化の進行、生活習慣病の増加、それから医療技術の高度化等々によりまして保険給付費は増加傾向にある、これが現状でございます。この中にありまして、国民健康保険税の単年度収支は赤字という状況下であります。

また、被保険者の厳しい状況という中では、年金の減額、そして4月からの消費税の増税等々、これらをもちまして被保険者の負担軽減を考えた税率改正であることが問われるところだろうというように私は感じておるところでございます。

そこで、国保税の税率見直しに至り、平成26年度、27年度の2カ年で約3.1億円の累積赤字が見込まれる状況で、一般会計からの公定外繰り入れを導入してまでも今回税率改正をしなければならない、この説明を民生部長にお伺いいたします。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 今回の税率改正に当たってのその必要性と申しますか、そういったことについての御質問でございますけど、今の国民健康保険特別会計の財政状況というのは今議員がおっしゃられたように非常に厳しい状況で、なおかつ構造的な問題を含んでいるものでございます。

そういった中で、今後の財政推計を行いましたところ、平成26年度、27年度の2カ年で推計上では約3.1億円の累積赤字が見込まれる状況となっております。まず、この赤字額を前回の税率改正のときと同様のやり方でやるということになりますと、まず国保の基金を取り崩すということと税率改正で補うというやり方で前回やったということでございます。

国保の基金につきましては、これは不測の事態に備えるという意味もございますので、これは県の指導も踏まえまして保険給付費等の5%程度は常に確保するということが求められているというようなこともございまして、平成27年度末にそうしますと約1.3億円を確保しなければならないということがございます。

そうしますと、平成25年度末の基金の残高が約2.6億円というふうに見込んでおりますので、25年度ですか、2.6億円と見込んでおりますので、26、27年度の2カ年で使用できる基金の額、取り崩せる額というのは約1.3億円というふうになってまいります。

今回の税率改正の検討に当たりましては、国保の財政調整基金から取り崩すことができる額を今申しました約1.3億円というふうにしますと、残りの約1.8億円を税制改正で賄わなくてはならない、対応しなければならないということになります。

そうした場合、1人当たりの調定額がこういう形で試算をしますと、約9万7,018円というような額になります。現在と比べますと8,659円、9.8%高くなるような状況となり、また平成24年度の県の1人当たりの平均調定額と比べましても1,826円上回るような状況になります。

本市の場合、他市町と比較し、被保険者のいわゆる所得水準が決して高いとは言えない中にありまして、県平均調定額を上回ることとなるのは被保険者の負担が過重になるというふうに判断をしたものでございます。

そういった中で、負担軽減を図ることはやはり検討されるべきということで、今回一般会計から法定外繰り入れを検討し、3.1億円の赤字につきまして先ほど申しました基金で1.3億円を取り崩し、一定のルールのもとに法定外繰り入れを約0.6億円を入れ、残りの1.2億円部分について税率改正で対応するというものとしたものでございます。

この法定外繰り入れにつきましては、いわゆる地方単独事業を行うことによる影響分という部分について繰り入れようということで、この地方単独事業と申しますのは一般施策として行っております乳幼児医療、ひとり親家庭医療、それから重度心身障害者医療のことでございます。この制度の対象者の方は、自己負担額が軽減をされるということがございますので、この事業がない場合を比べますと医療機関に受診しやすい環境というのが生まれてまいります。

こうしたことを国のほうの計算でこの事業があることにより、平成24年度の保険給付費は約0.3億円国保のほうが増えているというようなルール計算がございまして、

そういった部分を捉えまして、いわゆる市の一般施策で増加になる部分、これを2年間で約0.6億円について繰り入れをしたいというふうにしたものであります。

こうしますと、この場合繰り入れを行いますと1人当たり調定額は9万3,362円で、現在と比べまして5,003円、5.7%高くはなりますが、県の1人当たりの平均調定額と比べますと1,830円ほど低い状況となるということで、この法定外繰り入れを行うことにより県平均調定額を下回る見込みとなり、被保険者の御負担が過重とならない、こういった効果があるというふうに考えているところでございます。

このように、今回の御提案の中でさせていただいているものでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（北元 豊君） 現在、平成25年度末における見込み状況、財政見込み状況というのをちょっとお話ししておきます。

単年度収支はマイナスの7,371万6,000円、そうしますと基金の繰入金は7,484万円というところで、その中で繰越金59万4,000円、基金残高は2億6,027万9,000円である、こういう状況下の中で、国民保険税の調定額ということを引き上げざるを得ないという中で、現在調定額1人当たりは8万8,359円でございます。これは、税率改正による国保税、これを引き上げた場合の流れとしましては調定額は9万7,018円、今お話しございましたように8,659円、9.8%に増になるというところでございますが、国保税、近隣の市町の状況あるいは県の平均どうだろうかというところで、県内平均調定額、これは9万5,192円、6,833円、7.7%の増であるところでございます。

これをにらんだ中で、今回一般会計から法定繰り入れをする、こうした場合に1人当たりの調定額は9万3,362円、5,003円、5.7%の増加になるという今お話をいただきました。

こういうことを踏まえまして、まず一番大きな問題は一般会計から法定の繰り入れというところで、このことについての説明を求めます。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 法定外繰り入れのことでございますね。

先ほども御答弁させていただいたのですが、法定外繰り入れをする一番の目的と申しますのは、やはり負担が一気に重くならないというために今回一定のルールのもとに法定外繰り入れをさせていただこうという御提案をさせていただいているものでございます。

先ほど議員おっしゃられたように、法定外繰り入れをすることによりまして県内平均の調定額9万5,000円、9万5,192円を下回る9万3,362円という額になるというもので、そういった効果があるということで一定のルールということを申しましたが、先ほど申し上げましたように地方単独事業分に係る影響分、これが国のほうではいわゆる国庫負担の対象から除かれるというようなこともございまして、その部分が国保の会計のほうで負担をしているという状況もございしますので、そういったものについてが約2年で約0.6億円ございしますので、その部分を今回繰り入れをさせていただいて、26,27年度の保険税の水準を県平均よりも引き下げの中で負担軽減を図りながら御理解をいただく中で国保の運営を安定的かつ維持をしていかなければならないという中でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（北元 豊君） 被保険者の現状、実態ということを最初に第1回目に申し上げました。年金の減額あるいは消費税の増税ということが望まれる中で、大変厳しい状況にある中で今回の税制改正という状況が生まれるわけです。

そこで、これは市長さんにお伺いせにゃいかんという思いがあります。この国保税の税率改正につきまして、低所得者の現状を鑑みた場合に、一般会計からの法定外繰り入れを導入しました。そして、この引き上げを抑えた救済措置であるというふうに私は考えますが、この皆保険制度として国民保険制度を維持していくための竹原市の責務ということをどう考えられるか、最後にお伺いして質疑を終わりたいと思います。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 国民健康保険税の税率改正についてということで、全般的なことについてお答えをさせていただきます。

国民健康保険制度は、御承知のとおり医療保険制度の中の一つでございまして、自分自身ではコントロールできない病気やけがなどの際に必要となる医療費を相互扶助の精神のもと、被保険者間において受益者負担の観点から応分の負担をしていただくものであり、昭和36年の国民皆保険制度の確立以降、我が国の医療制度の基盤をなしているところであります。

この制度を支える財源として、国民健康保険特別会計では独立採算を基本原則としており、その経費の大部分を占める医療給付費などの歳出の財源は50%を国、県などの公費で賄い、その残りのうち保険料軽減部分を除く約30%を受益者である被保険者が負担す

る仕組みとなっております。

しかしながら、近年の急激な少子・高齢化の進行や景気の低迷、就労構造の変化などによる低所得者の増加などにより、収入が減少する一方で高齢化の進行や生活習慣病の増加、医療技術の高度化、診療報酬の改定など、医療費の増加により国保の財政運営は極めて厳しい状況となっております。

このような中、本市では歳出面で保険事業の推進、ジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費の抑制策を実施するとともに、国保税の徴収強化による歳入確保を図ってまいりましたが、抜本的な解決には至っておらず、今後の財政状況の推計では平成26年から27年度の2カ年で約3.1億円の累積赤字が発生し、これまで国民健康保険特別会計の維持のために補填を行ってきた国保財政調整基金も平成27年度には底を尽き、国民健康保険制度の維持運営が極めて困難な状況になる見込みとなっております。

こうしたことから、被保険者の皆様には大変厳しい経済環境の中での税率の見直しとなりますが、安心して医療に係ることができる国民健康保険制度を維持し、また安定的な運営をしていくためにはどうしても税率改正をお願いせざるを得ない状況にあるものでございます。

税率の改正に当たりましては、前回の見直しにおいて財源の一つとして考えていた国保財政調整基金が平成27年度に不足することが見込まれることから、国保財政の健全化を図る一方で、国民健康保険制度を安定的に維持していくためやむを得ないと判断し、提案するものでございます。

改正内容の検討に当たっては、被保険者の負担が過重とならないよう国保財政調整基金の取り崩しに加え、一定のルールのもとに一般会計からの法定外繰り入れを行い、なお不足する部分についてやむなく受益者であります被保険者の御負担をお願いするものでございます。

本市としては、今後におきましても国民健康保険制度の県への移行の動向を注視しながら、一層の収納率の向上対策、保健事業等の推進を図り、市民が安心して医療にかかることができる国民健康保険事業を安定的に維持運営できるよう努めてまいり所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、本市としては新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、国保の広域化を推進するとともに国に対しては国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充、強化を図り、国の責任と負担に

において実効ある措置を講じること、特に低所得者層に対する負担軽減策を拡充強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化することについて、全国市長会を通じまして強く要望してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

終わります。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、議案第19号国民健康保険税、今回大幅な値上げといってもいいと思うんですが、一昨年続いて国保税の値上げが提案されております。これに強く反対をしておきたいというふうに思います。

昨日の中でも質疑の中でも申し上げてきましたけれども、国民皆保険制度としてこの国保制度、憲法25条の中で国民の医療を保障する社会保障制度として明確に義務づけられており、その財源についても国がきちっと保障するような義務規定がされておる、昨日紹介したとおりであります。

今、私たちの暮らしを考えると、4月からは消費税増税が計画されておる、またこの間の暮らしを見ても年金の引き下げや働く人の所得の低下、またアベノミクスによる生活品の物価高、周りのどこを見ても私たちの暮らしが大変厳しい状況にある。これは誰が考えても、誰が見ても明らかではないでしょうか。

私は、昨日の中でも竹原市の国保税が本当に高い、どこの自治体も大変苦労しているものは知っておりますけれども、竹原市の国保税の実態がどうなのか、生活保護費と同様の4人家族の実態を昨日申し上げました。私は、これをゼロにせえということは一つも言っておりません。それは、第一義的には国がこの財源も考えなくてはいけない、担保しなくてはいけない、しかし竹原市としても可能な努力が本当にされてきたのか、ここを本当に考える必要があると私は思います。

竹原市の国保税の状況が4人家族でどうなのか、これを考えていかないと私は本当に市民の置かれた状況の中での医療や健康、命を守るこういった保険制度を保障することはできないと思うんですね。

確かに財源の問題で一般財源からは6,000万円、2カ年ですけれども、単年度6,000万円の繰り入れ、基金からの1億3,000万円、あと残りの1億2,000万円が税率、これを上げて対応するという説明がありました。単年度では6,000万円不足

するんだという説明です。しかし、この6,000万円が本当に竹原市の財政を見て、本当にないのかどうかということをおはここで申し上げておきたいと思うんですね。

基金の補正後の25年度末の基金全体では43億円あります。この中から確かに教育とか、介護とか、そういった約3億円近いお金を除いたとしても、40億円余りの基金がそれぞれの目的で積み立てられているわけですね。こういった四十数億円の中から単年度で6,000万円足りない、これの捻出は四十数億円の中から6,000万円の新たな財源の捻出がどこで、どうしてできないんですか。

竹原市の実際の第一の仕事というのは、住民の福祉を増進させる、これは私が勝手に言っておるわけじゃないんですよ。地方自治法の中できちっと決められてるんです。憲法では生存権の25条で決められている、特別に私が変わったことを言ってるわけじゃないんですよ。市民の暮らしや命を守る、ここで言う医療保険を守るというのは竹原市のあらゆる最優先の仕事じゃないですか。これを一昨年に続いて今回も大幅な値上げをしようとしている、私は払いたくても払えない、そういった多くの人が出てくることは明らかですよ。

値上げ前の2011年6月の資料をちょっと見てみました。ここでの国民健康保険の竹原市の国保税の滞納者は、加入者の19%を占めてるんですよ。上げる前でさえ19%なんですよ。こういった19%の方が横着をして滞納している、そういった見方はできるんですか。それは、竹原市だけじゃないですよ。多くの自治体で苦勞してるわけなんですよ。ですから、一般財源をいろいろやっぱり工夫して一般財源を投入している。

だから、大変自治体の苦勞もわかります。しかし、一昨年に続いて今回も値上げする滞納者をますます増やすような事態をつくっては私は断じて許されないと思うんですよ。しかも、単年度で6,000万円の財源がお金が本当にないのか、先ほど教育基金とか、介護準備基金を外したとしても、補正後の25年度末で四十数億円ある、40億円近くある。わずかこの中から6,000万円の財源を捻出する知恵が、なぜ出せないんですか。

私は、こういった事態を放置して値上げを繰り返すようになれば、本当に払いたくても払えない人をますます増やすことになる。本当に命と健康にかかわる大切な医療問題、苦勞は要るんだけど、竹原市として第一の仕事として住民の福祉を同時にさせる、第一の仕事を積極的に我々が果たそうではないか、強く訴えたいと思うんですね。

一昨年に続く今回の値上げ、私は断じて許されない、財源もきちっとある、このことを強く指摘して今回の値上げには反対をしていきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（北元 豊君） 私は、この条例について賛成の立場で討論に参加させていただきます。

この国民健康保険制度は、市民が安心して医療を受けられる国民皆保険制度として今日まで基盤をなしてきたと、先ほど申しました。この国民保険制度を維持し、そして持続していくための本市の取り組み、また低所得者の現状を鑑み、近隣市町、県内平均調定額を考慮する中で、一般会計より国民健康保険特別会計への法定外繰り入れによる1人当たりの調定額を5,003円、5.7%というところでございます。この国保税の引き上げ率をより抑えた救済措置のあり方であり、被保険者の負担軽減を考えたものであると考えます。

竹原市国民健康保険者の財政状況は、先ほど申しました高齢化の進行、生活習慣病の増加、医療費の高度化等々で給付費は年々増加、大変厳しい状況にあります。その中で、国民皆保険制度として国民保険制度を維持していく竹原市の責務と考えるものであります。

最後に、理事者におかれましては医療保険維持を持続させるためにも、国保税の収納率向上に向けた全庁的な取り組みを要望し、賛成討論といたします。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（宮原忠行君） 反対の立場から討論に参加したいと思います。

先ほど来のやりとりの中で、平成26年度における一般会計からの繰入金2,777万円が議論になっておりました。昨日から6番議員のほうからも医療費の抑制ということでいろいろ提案がありました。

そこで、なぜ平成26年度当初予算において法定外の繰入金を入れなきゃならなかったのか、これを国の立場からいいますと、乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費、これをそれぞれの地方自治体が単独事業で実施しておるから医療費の増加につながっておるんだと、それは竹原市の過剰サービスですよと、ですから本来国が出すべき7割負担を減額しますよと、その差額が当初予算における初めてと言いながら法定外を繰り入れたという理屈でしょう。

同時に、副市長のほうから低所得者に対する財源的な施策といいますか、これを国に求めるとなると、竹原市としても全国市長会としても、1つ例を申し上げますと、長く高度経済成長期の中で老人医療の無料化ということが全国に普及をいたしました。

岩手県沢内村の深沢晟雄村長がまさに命をかけて勝ち取った制度なんですね。沢内村の

村長になる前の国民健康保険財政は、滞納者のほうが多くて非常に厳しい状況にあった。彼は村長になる前に教育長でありましたけれども、職員と一緒に一軒一軒滞納者の家を歩いて、国民健康保険制度の理念というものを一人一人に説いて、そして滞納者の理解の上に立って国民健康保険財政を再建をしたわけであります。

何を言いたいかといいますと、国から制度がおりてきたのではなくて、とりわけ社会保障、福祉の観点からいいますと、まず最初にどこかの市や町、村が厳しい、苦しい財政の中で必死になって徴収の先頭に立って、保険財政を立て直して、そして老人医療の無料化とかさまざまな制度をやってきたわけですよ。竹原市もそうでしょう。どこまでも国の政策を待つというのであるならば、竹原市における地方自治はないじゃないですか。

そして、副市長に申し上げておきます。国に要求するならば、なぜ竹原市でやらないのかということですよ。まず、竹原市から始めて、国保財政立て直せばいいじゃないですか。

きのうも申し上げました。所得ゼロの人、未申告の人を含めて滞納者のうちで5割ですよ、53%ですよ、この人からどうやって徴収ができるんですか。できないじゃないですか。それを被保険者にかぶせるということは、私は責任転嫁だと思う。

国民健康保険の保険者としての竹原市、竹原市長の責務というのは、もちろん必要な療養を給付する、これもありますよ。そうしてもう一つは、どうやって均しく国民健康保険税を負担していただいて、というのは徴収率をどこまで上げられるかですよ。かつて私が徴収係長をしておったときには、県内でもトップレベルですよ。今、最下位じゃないですか。その自らの保険者としての徴収義務を怠って、被保険者にとりわけ考えてみてください、国民年金だけで生活しておられる方、物価も8カ月連続で上昇ですよ。灯油がどれだけ上がりましたか。電気代がどれだけ上がるんですか。そして、消費税の3%待っておるんですよ。どうやって生きよというんですか。生きる術を教えてあげたいと思うわけであります。

そして、賛成の方にも私はよくよく聞いていただきたい。被保険者としての徴収率を上げるという努力抜きで、言葉の上だけで言ったって、今現実に非正規の雇用が四十何%、5割ちょっと職員でかつてのような徴収体制をつくることは不可能だと、私きのうも申し上げたじゃないですか。

ですから、もし上げなかった場合、確保できなかった場合、誰がどう責任とるんですか。本来なら2,500万円もの欠損をさせた部課長は、民間企業であれば責任とらされ

るんじゃないですか。そうでしょう。

そして、きのうも申し上げましたよ、福岡市の例あるいは東大阪市の例、徴収率がいかないから、とりわけ現年がいかないから、それを保険税の値上げで対応してきた、さらに徴収率が下る、国のペナルティーとしての財政調整交付金も入らん、その繰り返しの中で福岡市においては英断を持って、市長の英断を持って一般財源を繰り入れて、国民健康保険税を引き下げたという事例もあるわけでありまして。なぜ、そういう事例に目を向けようとされないのか、私は改めてお一人お一人の議員に自らの議員としての見識と良心と自覚を持って賛否に臨んでいただきたいと思っております。

以上をもって、討論を終わります。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18

議長（稲田雅士君） 日程第18、議案第20号竹原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第20号竹原市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、青少年問題協議会法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、これまで、地方青少年協議会の会長は市長をもって充てることとするなど、地方青少年問題協議会の委員の資格について法律で定められておりましたが、これらの資格要件が廃止されたことに伴い、竹原市青少年問題協議会の資格要件について検討した結果、引き続き会長は市長をもって充てることとするなど、法改正前と同

様の資格要件を定めることとし、規定の整備を行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19

議長（稲田雅士君） 日程第 19，議案第 21 号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第 21 号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から消費税の税率が 5% から 8% に引き上げることに伴い、水道料金及び分担金について消費税相当額の引き上げを行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 今回の条例提案というのは、消費税5%への増税に伴う内容であります。消費税増税について、これは2月28日の中国新聞がありましたので、紹介しておきたい。

ここの中には見出しで消費税増税、生活必需品も公共料金もという見出しでした。値上げラッシュで家計直撃というスローガンであります。17年ぶりの消費税増税が約1カ月後に迫った、これは28日付ですから、この中で電気代、公共料金も一斉に上昇する、家計への打撃は深刻だ、こういった記事の内容であります。私も、こういった記事に本当に心配を、記事と同様の暮らしの問題を心配しております。

そこで質問になりますけれども、この条例の改正に伴って5%から8%への増税をするという改定ですけれども、水道料金等影響額が具体的にどうなっているのかということもまず伺いたいということが1点と、2点目はこういった増税に伴って特に低所得者といえますか、生活保護とか市民税非課税、高齢者、障害者等一般的にこういう弱者と言われる方々への市独自としての支援策といえますか、竹原市としての支援策があればちょっとお聞きしたい。

特に、また中小零細業者への影響についても深刻だというふうに私は認識しております。こういったこの増税に伴って、竹原市としてこの弱者への対策、私はすべきじゃないかという思いがあるんですけれども、考えですけれども、竹原市としての具体策があればちょっと聞いておきたいということが1点であります。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 消費税増税に伴う影響額というような御質問でございました。

水道事業会計における消費税増税に伴う影響額についてであります。収入において影響を受けるものは収益的収入における水道使用料と分岐分担金などに影響いたします。今回提出させていただいている平成26年度予算において、収入では税率8%課税売上高を7億8,696万7,000円と見込んでおりますので、税率3%の差による影響額は約2,180万円となります。

また、一般家庭における影響額につきましては、一般水道使用量の平均値である1月20立米で計算いたしますと、税率5%、税込み価格は2,009円で、税率8%、税込み価格では2,067円となり、影響額で申しますと1月58円、1年696円ということ

になります。

消費税につきましては、消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、適正な転嫁を基本とした内容の条例改正でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、生活困窮者の対策といたしましては、生活保護受給者となられた世帯に対して一定の配慮をいたしているところであります。今後も、他都市の状況等を考慮し、本市においても適正に対応してまいります。

以上です。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 一定の配慮というのは、もう少し、これはちょっと別のことになるんですかね。弱者対策といたしますか、増税に伴う負担を少しでも軽減するということでの弱者対策といたしますか、支援策を伺いました。

特に生活保護費の一定の配慮ということをもう少し聞きたいのと、私住民税非課税、全部やれば一番いいんですけども、市のいろいろ先ほどから財源の問題もありましたけれども、当面緊急的にできること、この財源との関係をやっぱり打ち出す必要があると思うんですね。ですから、全体でも1人当たりになれば約700円弱ですか、年間負担が増えるということでありましてけれども、逆に言えば市民の暮らしというのは先ほど国保で申し上げた状況がありますし、市としての対応策としてはこの年間600円余り、700円余りの消費税の負担に伴う対策ということは私は決して無理ではないというふうに思うんですね。ですから、その考えはどうでしょうか。

財源的にはそんなに負担が多くなるとは思いませんけれども、そういう支援策として緊急ですけれども増税分を支援して、負担を軽減させる、どこからやっていくか、その生活保護とか住民税非課税とか、そういったところからも緊急に対応できるのではないかとこのことをちょっと求めたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） 生活困窮者、生活保護受給世帯の一定の配慮の内容ということでございます。

竹原市本市におきましては、昭和61年当時からの現行が平成6年、20年前の水道料金の体系が変わった。その当時に現行が平成6年当時の料金体系を使っておりますが、生活保護受給者世帯に関しては昭和61年当時の水道料金を適用させていただいているとい

うことでございます。現在、先ほど申しました1月平均2,009円がその場合では1,789円という料金で請求をさせていただいております。

あと、3%の補填の財源を水道のほうでということではありますが、消費税に引き上げることに伴う対応についてということが総務省のほうから通達がありまして、適正にそのような額は公共料金においても対応しなさいというような御通達がありましたので、今回そういったことをさせていただいております。よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 確かに料金が20年前とか、何十年前とか古いことを言っておるのではなくって、私は生活の現状を見てことし4月から消費税が3%値上げされる、それに伴って負担がのしかかってくるというのは先ほど中国新聞の例を挙げたとおりなんですよ。

私が個人的な思いで厳しいよと言ってるんじゃないんですね。ですから、中国新聞何かでも消費税増税、生活必需品も公共料金も値上げラッシュで家計を直撃しますよと、これがやっぱり多くの市民の気持ちじゃないでしょうかね。

ですから、これに3%分の負担が全体では2,180万円になるということでありましたけれども、ですから水道企業が対応できないのなら一般会計でも対応してでもやってほしいし、私は緊急には弱者対策として対応できる、そういった余地は幾らでもあるんじゃないか。

是非、国の制度でそれを対応するばかりが私は、法律はもう決まったことかもしれないけれども、竹原市として今できることは何か、ここをやっぱり考えて対応しないといけないと思うんですね。

ですから、こういった2,000万円の消費税の負担がかかってくる、竹原市としてもそれを支援策で軽減しようと思ったらそんな大きな財源じゃない。暮らしを守るためには、そういった対応が私はあってしかるべきだし、財源的にも決してむちゃなことを言うなということではないと思うんですが、是非その点の考えをこの支援策についての考えを私はやるべきだというように思いますけれども、再度聞いておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 建設産業部長。

建設産業部長（後藤博光君） 今、松本議員からは消費税増税に伴う水道料金、公共料金全般への支援という話がありました。

先ほど担当課長が申しましたように、生活保護者に対しましては水道料金につきまして

少し低額なものに設定しております。本市におきましても、やはり安心して安全な水、最も安い水ということで水道施設整備等をやっておりますが、これまでも松本議員からは生活弱者への配慮、中小企業へのというお話がございました。

我々としても、水道料金、大変なのはやはり消費税3%ということで負担増となりますので、やはり各家庭の個別事情が多々あろうかと思えます。その辺を十分に配慮しながら、やはり分納制度も含めた、そういったものを活用しながら配慮していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、この消費税増税に伴う水道料金等の議案に反対をしたいというふうに思います。

先ほど中国新聞の声を紹介いたしました。私は、反対討論としてちょっと申し上げたいのは、物価は上がり続けている、しかし収入は増えない、本当に暮らしは成り立っていくのだろうか、中小零細業者の方についても消費税、仕入れに係る消費税は増えてもそう簡単に転嫁できない、値上げできそうにない、結局は身銭を切ることになる、国民の暮らしと営業についての不安が今多く出されています。

私は、率直に言って国に対しては消費税増税中止を強く求めておりますけれども、先ほどマスメディアでも紹介しましたように、消費税が増税されれば、家計の消費を今よりも減らそうと思う人が大半になってくる、消費税増税は消費を一層冷え込ませ、経済を悪化させ、暮らしも経済も財政も破綻させてしまう、私はこのようにやっぱり考えております。

消費税増税分は、社会保障に回す、こういった国が言うておりましたけれども、相次ぐ社会保障費の削減、その一方では無駄とも言える大型公共事業が拡大がどんどんやられて、こういった社会保障のためという消費税増税の根拠が破綻していると私は考えています。

改めて申し上げたいのは、市民の暮らしを直撃する消費税増税はきっぱりと中止すべき、このことを改めて申し上げて、反対討論といたしたいと思えます。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 0

議長（稲田雅士君） 日程第 2 0，議案第 2 2 号竹原市水防協議会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第 2 2 号竹原市水防協議会条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、水防法の一部が改正され、水防協議会の委員の定数について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、竹原市水防協議会の定数について、改正前の水防法において定められていた定数と同様、会長 1 人及び委員 2 5 人以内で組織することとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第 2 1

議長（稲田雅士君） 日程第 2 1，議案第 2 3 号竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第 2 3 号竹原市公共下水道条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明を申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正内容につきましては、平成 2 6 年 4 月 1 日から消費税の税率が 5 % から 8 % に引き上げられることに伴い、下水道の使用料について消費税相当額の引き上げを行うとともに、下水道の使用について、水道水以外の水を排除することになったときなど、仕様の態様に変更があったときは、その旨を市長に届け出ることを義務づけるものとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

1 3 番。

1 3 番（松本 進君） この議案第 2 3 号についても、消費税 8 % への増税に伴う内容であります。簡潔に質問したいのは、この増税に伴って影響額はどのようになっているのか、このことが 1 つと、消費税 8 % の増税に伴って市民の暮らしや中小零細業者への負担、影響についての市長の認識はどうかということが 2 点目、3 点目としては負担軽減のために支援策、市独自としての支援策が必要ではないか、このことについてのお考えを聞いておきたいと思えます。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） では、下水道特別会計予算における消費税増税に伴う影響額ということで、お答えいたします。

収入において影響を受けるものは、下水道使用料でございます。今回提出させていただ

いてる平成26年度予算において、税率8%税込下水道使用料を5,490万7,000円と見込んでおりますが、これを税率5%税込価格で算出しますと5,361万7,000円となり、税率3%差による影響額は約1,290万円となります。

次に、一般家庭における影響額につきましては、先ほどと同じように一般水道1月20立米で計算いたしますと、税率5%税込価格は1月当たり2,604円で、税率8%税込価格では2,678円となり、影響額で申しますと1月1家庭74円、1年で880円という影響になります。

先ほども答弁しましたが、消費税につきましては消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、適正な転嫁を基本とした内容の条例改正であります。御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、支援策につきまして、下水道使用料につきましても一定、分割納付等の御相談も受け付けるということをしております。よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、議案第23号に反対をしておきます。

反対の理由は先ほど21号議案で述べたとおりであります。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22

議長（稲田雅士君） 日程第22、議案第24号竹原工業・流通団地下水処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第24号竹原工業・流通団地下水処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、平成26年4月1日から消費税の税率が5%から8%に引き上げることに伴い、下水処理場使用料について消費税相当額の引き上げを行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） この議案についても、消費税増税に伴う工業・流通団地の下水処理場使用料について質問したいと思うんですが、この下水処理場の使用料にかかわる増税分、消費税増税分の影響額について伺っておきたいのが一点と、この負担に対する企業への一定の負担になるわけですから、そこに対するお考えについて2点だけをお聞きしておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 上下水道課長。

上下水道課長（沖谷秀一君） これも同じような竹原工業・流通団地下水処理場使用料における消費税増税に伴う影響額ということでございます。

使用料収入につきましては、一般会計のほうに平成26年度予算において計上させていただいており、年間税込8%税込価格使用料は13万4,000円見込んでおります。これを税率5%税込価格で算出しますと13万円となりますので、税率3%の差による影響額は4,000円ということになります。

流通団地のほうに操業されておる会社1社平均は月13立米でございまして、5%の場合でありますと1月5,460円、8%になりますと5,616円ということで、1月156円影響が出てくる、年で申しますと1,872円という影響になると試算されます。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私は、この議案についても反対をしたいと思います。

反対理由は、議案21号で述べたとおりであります。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23

議長（稲田雅士君） 日程第23、議案第25号平成25年度竹原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第25号平成25年度竹原市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の経済対策にかかわる補正予算に呼応した社会資本整備事業や各種事業の精算見込みによる調整などが主なものであります。

まず、歳出であります。総務費においては、総務課一般事務に要する経費として、臨時職員賃金などの減1,047万2,000円、地域公共交通に要する経費として、生活バス路線維持費補助金512万8,000円、基金管理に要する経費として、地域振興基金積立金124万円、参議院議員選挙に要する経費として、時間外勤務手当の減263万円、広島県知事選挙に要する経費として、時間外勤務手当の減156万4,000円、合わせて829万8,000円を減額計上しております。

民生費においては、特別会計歳入補填に要する経費として、保険基盤安定繰出金として国民健康保険特別会計分192万1,000円及び後期高齢者医療特別会計分の減549万円、介護保険特別会計繰出金の減370万4,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金の減817万6,000円、自立支援給付に要する経費として、障害児通所給付費などの減1,584万9,000円、障害者医療対策事業に要する経費として、重度障害者医療費の減444万3,000円、障害者援護事業に要する経費として、特別障害者手当等

給付費の減 277万7,000円, 施設福祉に要する経費として, 施設措置費 316万2,000円, 特別会計歳入補填に要する経費として, 貸付資金特別会計繰出金の減 47万7,000円, 療養給付費に要する経費として, 後期高齢者医療療養給付費負担金の減 5,508万9,000円, 特別児童扶養手当・児童扶養手当事業に要する経費として, 児童扶養手当の減 1,283万6,000円, 子ども・子育て支援新制度に要する経費として, システム改修委託費 896万4,000円, 保育事業に要する経費として, 私立保育所委託料の減 1,164万8,000円, 母子父子家庭援護に要する経費として, ひとり親家庭等医療費などの減 606万3,000円, 児童手当支給に要する経費として, 児童手当の減 1,892万5,000円, 生活保護事務に要する経費として, 生活保護等自立支援相談員報酬などの減 203万1,000円, 生活保護各扶助に要する経費として, 生活保護費 817万6,000円, 合わせて1億2,528万5,000円を減額計上しております。

衛生費においては, 各種予防に要する経費として, 予防接種委託料の減 984万2,000円, 母子保健推進に要する経費として, 健診委託料の減 197万6,000円, 広島中央環境衛生組合に要する経費として, 当該組合への負担金の減 1,933万3,000円, じんかい収集に要する経費として, 粗大ごみ収集業務委託料の減 240万円, 合わせて3,355万1,000円を減額計上しております。

農林水産業費においては, 農業用施設整備に要する経費として, ため池施設整備事業費の減 308万6,000円, 圃場整備事業に要する経費として, 上田万里地区圃場整備に係る施設整備事業費の減 230万1,000円, 合わせて538万7,000円を減額計上しております。

商工費においては, 企業誘致事業に要する経費として, 嘱託員報酬などの減 170万1,000円, 商工業振興対策に要する経費として, 中小企業融資制度預託金などの減 3,474万円, 合わせて3,644万1,000円を減額計上しております。

土木費においては, 一般事務に要する経費として, システム使用料など 200万円, 道路整備に要する経費として, 市道八代谷曾井線道路改良事業費 500万円, 市道築地1号線道路改良事業費 1,000万円, 県営道路整備に要する経費として, 当該事業に係る整備負担金の減 120万円, 橋梁維持補修に要する経費として紺屋谷1号橋架替事業費の減 116万円, 橋梁維持改修に要する経費として, 測量設計委託料 1,000万円, 港湾整備に要する経費として, 竹原港北崎旅客ターミナル改修事業費 3,080万円, 忠海港施

設整備事業費の減600万円，県営港湾整備事業に要する経費として，当該事業に係る整備負担金の減2,026万7,000円を計上いたしております。

次に，都市公園整備に要する経費として，公園施設整備事業費2,000万円，街路事業に要する経費として，県営道路改良事業負担金の減859万3,000円，新開土地区画整理事業に要する経費として，測量設計委託料や工事請負費などの減5,166万7,000円，特別会計歳入補填に要する経費として，公共下水道事業特別会計繰出金の減222万2,000円，歴史的風致維持向上事業に要する経費として，公園施設整備工事費や用地取得費などの減945万3,000円，樋門維持管理に要する経費として，北崎ポンプ場施設改修事業費の減344万8,000円，県営急傾斜地崩壊対策に要する経費として，当該事業に係る整備負担金の減193万円，急傾斜地維持補修に要する経費として，維持管理業務委託料などの減170万円，交通安全施設整備に要する経費として，市道高等学校道線改良事業費の減100万円，合わせて3,084万円を減額計上しております。

消防費においては，常備消防に要する経費として，消防救急無線デジタル化整備事業に係る常備消防委託料4,707万6,000円を減額計上しております。

教育費においては，特別会計歳入補填に要する経費として，貸付資金特別会計繰出金の減59万5,000円，小学校施設整備に要する経費として，小学校施設の耐震化整備事業費1億1,900万円，子育て支援事業に要する経費として，保育料負担軽減補助金59万7,000円，人事管理に要する経費として，嘱託学芸員報酬などの減293万3,000円，合わせて1億1,606万9,000円を追加計上しております。

災害復旧費においては，公共土木施設災害復旧に要する経費として，事業費の精算により1,055万円を減額計上しております。

公債費においては，事業費の精査や地方債の借り入れ時の利率が当初見込みより下がったことなどにより，利子500万円を減額計上しております。

なお，これらの歳出予算のうち，国の経済対策に係る補正予算については，6事業，事業総額2億980万円であります。

これに対し，歳入であります。市税においては，法人市民税の減2,917万7,000円，固定資産税1億2,517万9,000円，合わせて9,600万2,000円追加計上しております。

また，歳出に係る特定財源においては，分担金及び負担金30万7,000円，県支出

金2,132万9,000円,繰入金3億3,778万6,000円,諸収入2,184万9,000円,市債1億2,546万4,000円を減額計上し,国庫支出金1,036万4,000円,寄附金124万円を追加計上しております。

一般財源においては,ゴルフ場利用税交付金134万3,000円,地方特例交付金109万4,000円を減額計上し,配当割交付金788万9,000円,株式等譲渡所得割交付金1,912万1,000円,地方消費税交付金277万円,地方交付金2,677万7,000円に加え,前年度繰越金1億5,865万円を追加計上することにより,収支の均衡をとっております。

以上により,歳入歳出それぞれ1億8,635万9,000円を減額し,予算総額は歳入歳出それぞれ121億2,311万1,000円となるものであります。

次に,繰越明許費について御説明申し上げます。

追加分についてですが,民生費においては,障害者福祉システムについて,障害者総合支援法の改正に伴い改修するものでありますが,実施工期が不足するため繰り越すものであります。

子ども・子育て支援新制度に伴うシステム導入については,同制度が平成27年度に施行予定となるため,新たに予算措置しようとするものでありますが,実施工期が不足するため繰り越すものであります。

土木費においては,忠海港整備事業について,用地取得に伴う地権者との交渉に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

県営港湾整備事業については,県事業費の繰り越しに伴い,その負担金について繰り越すものであります。

県営道路改良事業については,県事業費の繰り越しに伴い,その負担金について繰り越すものであります。

新開土地区画整理事業については,広島県が実施する工事の残土を受け入れて土地造成工事を実施することとしておりましたが,残土の搬入時期が当初の見込みよりおくれることや移転補償に伴う関係者との交渉に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

県営急傾斜地崩壊対策事業については,県事業費の繰り越しに伴い,その負担金について繰り越すものであります。

災害復旧費においては,平成25年に発生した公共土木施設災害復旧工事について,事務手続に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

このほかの追加分については、国の経済対策に係る追加補正に伴い新たに予算措置するとともに、あわせて翌年度に繰り越し、事業実施するものであります。

土木費においては、市道改良事業に伴う事業事務費、市道八代谷曾井線道路改良事業、市道築地1号線道路改良事業、橋梁維持改修事業、都市公園整備事業であります。

教育費においては、小学校施設耐震化整備事業であります。

次に、変更分については、土木費のうち、竹原港北崎旅客ターミナル改修事業について、国の経済対策に係る追加補正等に伴い新たに予算措置しようとするため、今年度に設定した繰越限度額に追加計上するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24

議長（稲田雅士君） 日程第24、議案第26号平成25年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第26号平成25年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

総務費においては、一般事務に要する経費として、事務用備品99万8,000円を追加計上しております。

保険給付費においては、療養給付費に要する経費として、一般被保険者療養給付費負担金6,483万円、高額療養費に要する経費として、一般被保険者高額療養費負担金1,732万7,000円、合わせて8,215万7,000円を追加計上しております。

共同事業拠出金においては、高額医療費共同事業医療費に要する経費として、医療費拠出金負担金595万4,000円を減額計上しております。

なお、県支出金に係る当初見込みと実績に差が生じたことなどに伴い、一部財源変更をしております。

これに対し、歳入であります。国民健康保険税1,476万円、県支出金1,909万4,000円を減額計上するとともに、国庫支出金3,219万6,000円、療養給付費等交付金213万9,000円、共同事業費交付金5,475万1,000円、繰入金2,196万9,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ7,720万1,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ37億4,548万6,000円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（稲田雅士君） 日程第25，議案第27号平成25年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第27号平成25年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。貸付金においては、一般事務に要する経費として、一般会計繰入金598万3,000円、修学支度金貸付金に要する経費として、修学支度金貸付金の減230万円、合わせて368万3,000円を追加計上しております。

なお、貸付金元金収入に係る当初見込みと実績に差が生じたことなどに伴い、一部財源変更をしております。

これに対し、歳入であります。繰入金107万2,000円を減額計上するとともに、諸収入475万5,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ368万3,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ1,471万8,000円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願いいたします。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 6

議長（稲田雅士君） 日程第 2 6，議案第 2 8 号平成 2 5 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第 2 8 号平成 2 5 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。公共下水道費においては、公共下水道事業に要する経費として、汚水管の面整備事業や事業費の精算により 1, 1 8 6 万 6, 0 0 0 円を追加計上しております。

なお、下水道使用料及び地方債に係る当初見込みと実績に差が生じたことなどに伴い、一部財源を変更しております。

これに対し、歳入であります。繰入金 2 2 2 万 2, 0 0 0 円を減額計上するとともに、使用料及び手数料 2 1 8 万 8, 0 0 0 円、国庫支出金 4 2 0 万円、市債 7 7 0 万円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ 1, 1 8 6 万 6, 0 0 0 円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ 7 億 3 0 5 万 7, 0 0 0 円となるものであります。

次に繰越明許費について御説明申し上げます。

公共下水道費においては、新町地区汚水管面整備工事に係る工法検討及び地元関係者との調整に不測の日数を要したことや、国の経済対策に係る追加補正に伴い新たに予算措置しようとするものであります。実施工期が不足するため繰り越すものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 7

議長（稲田雅士君） 日程第 2 7，議案第 2 9 号平成 2 5 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第 2 9 号平成 2 5 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。総務費においては、一般事務に要する経費として、システム改修委託料 2 5 9 万 2, 0 0 0 円を追加計上しております。

保険給付費においては、地域密着型介護サービスに要する経費として、同サービス給付費負担金の減 1, 0 0 0 万円、施設介護サービスに要する経費として、同サービス給付費負担金の減 3, 0 0 0 万円、合わせて 4, 0 0 0 万円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。国庫支出金 1, 7 1 9 万 6, 0 0 0 円、支払基金交付金 1, 1 6 0 万円、県支出金 6 5 0 万円、繰入金 2 9 1 万 3, 0 0 0 円を減額計上するとともに、繰越金 8 0 万 1, 0 0 0 円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ 3, 7 4 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ 3 2 億 5, 9 7 1 万円となるものであります。

次に繰越明許費について御説明申し上げます。

総務費においては、介護給付システムについて、消費税率の改定に伴う介護報酬の改定や区分支給限度額基準の改正に伴い改修するものであります。実施工期が不足するため繰り越すものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 28

議長（稲田雅士君） 日程第 28，議案第 30 号平成 25 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第 30 号平成 25 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。総務費においては、徴収事務に要する経費として、システム運用委託料 817 万 6,000 円を減額計上しております。

分担金及び負担金においては、保険料等負担に要する経費として、保険料等負担金 1,438 万 7,000 円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。後期高齢者医療保険料 996 万 7,000 円、繰入金 1,366 万 6,000 円を減額計上するとともに、繰越金 107 万円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ 2,256 万 3,000 円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ 4 億 1,722 万円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後 1 時まで休憩をいたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 29～日程第 37

議長（稲田雅士君） お諮りいたします。

日程第 29，議案第 31 号平成 26 年度竹原市一般会計予算から日程第 37，議案第 39 号平成 26 年度竹原市水道事業会計予算までの 9 会計予算を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、平成 26 年度 9 会計予算を一括議題とすることに決しました。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 平成 26 年度当初予算を提出するに当たり、その概要を御説明いたしますとともに、市政運営について所信の一端を述べ、議員各位及び市民の皆様の御理解

をいただきたいと存じます。

さて、我が国においては、経済対策等の取り組みにより景気は回復基調にあるとされてはいるものの、本市を含む地方におきましては、その回復を実感できるまでには至っていないのが現状であります。

このような中で、政府は、経済再生と財政再建の両立並びに増大する社会保障の持続性などの観点から消費税率を引き上げるとともに、その駆け込み需要とその反動減などの下振れリスクに対応するため、5兆円規模の新たな経済対策を策定し、低所得者への配慮や需要の平準化を図るため給付措置等を決定し、経済の成長力の底上げと好循環の実現を図っているところであります。

本市においても、こうした国の取り組みに呼応するとともに、県の施策にも歩調を合わせ、インフラ整備を前倒しして実施するなど、地域の活性化対策や市民の安心かつ安定した暮らしの確保に取り組んでいるところであります。

こうした状況のもと、本市においても、人口減少・少子・高齢化の進行や厳しい財政状況への対応など、持続可能な行財政運営を行っていく上での課題がありますが、市民の皆様様の住みよさを維持・向上していくためには、市民目線に立った施策を推進するとともに、創意工夫を凝らした施策の展開や独自の地域づくりを進めていくなど、本市の魅力を生かしたまちづくりを議員各位及び市民の皆様とともに手を携え、着実に進めてまいりたいと考えております。

平成26年度予算編成につきましては、こうした認識のもと、これまで実施してきた取り組みを踏まえ、一人一人が輝き、豊かさと住みよさを実感することができるまちを実現するため、子育て支援、高齢化対策・安心・安全づくり・地域振興を主要な分野として位置づけ、重点的な予算配分を行いました。

それでは、6つの主要な施策について御説明申し上げます。

第1に、子供が夢を持ち人が輝くまちを目指した施策についてであります。

今日、私たちを取り巻く社会は、少子・高齢化、核家族化、情報化などが進む中で、人と人とのつながりや地域力が弱まっていくことが懸念されております。

このため、まちづくりの基本を人づくりとし、人がまちをつくり、まちが人を育てるという考えのもと、自信を持ち安心して子育てができるまち、子供の夢を応援するまち、そして、全ての人々がさまざまな特性や違いを超えてお互いを尊重し、それぞれの能力を発揮できるまちをつくり上げていくことが必要であると考えております。

子育て環境の充実につきましては、放課後における児童の健全育成のため、忠海小中一貫校の整備に合わせ、放課後児童クラブの施設整備を行います。また、ふれあい館ひろしまにおいて実施している放課後児童健全育成事業を拡充し、児童の受け入れを拡大します。

また、中央幼稚園に新たに中央保育園を設置することにより、幼・保連携型認定こども園として、保育事業の充実を図ってまいります。

なお、これまで実施している妊婦健康診査及び歯科健診費用の助成、健診受診に係る奨励金の支給、第3子以降の3歳未満の園児に係る保育料の無料化及び小学校6年生までの医療費に対する助成などを引き続き実施してまいります。

学校教育の充実につきましては、平成27年度の開校に向けて、忠海小中一貫校の工事に着手いたします。また、新たに広島県警と連携し、市内小・中学校14校にスクールサポーターを派遣し、安心・安全な学校環境づくりに努めてまいります。

なお、小・中学校の耐震化につきましては、引き続き体育館の耐震化工事に向けた設計を行うなど、計画的に実施することとしております。

生涯学習の推進につきましては、町並み保存地区及びその周辺を会場に、東京藝術大学の学生と市民団体が連携し、作品の展示や創作体験交流等を行う芸術イベントを開催し、本市の芸術文化の振興を図ります。

このほか、豊かな家庭づくりと青少年の育成、人権尊重と人間性豊かな人づくり、男女共同参画社会の形成及びスポーツ・レクリエーションの振興につきましても、引き続き取り組んでまいります。

第2に、人が集まる元気なまちづくりを目指した施策についてであります。

現在、本市においても、地域経済や雇用状況の低迷が長く続いております。まちのにぎわいを取り戻すためには、私たちはもっと地域に目を向け、自然、歴史文化、産業、技術及び人材など今ある資源を生かした”竹原らしさ”を高めることが求められております。

また、地域の安全でおいしい食や特色ある物づくりを育て、地域でも消費する”地産地消”の機運を盛り上げることも重要であります。

このため、特色ある産業や観光振興と情報発信、地域を支える担い手の育成や働く場所の確保など、市民の皆様とともに知恵を出し合い、魅力的なまちづくりを進めていくことが必要であると考えております。

農業の振興につきましては、地域おこし協力隊員として、都市住民などの地域外の人材

を地域の担い手として受け入れ、農産物の生産、地域産品を活用した商品開発、販路拡大の支援及び地域活動の活性化を図ることとしております。

また、新たにため池28カ所の耐震診断を行い、機能の健全性を確認するほか、引き続き中田万里地区の圃場整備を行い、農業基盤の整備に取り組みます。

水産業の振興につきましては、年間を通じて利用できる生産性の高い漁場の造成のため、築いそやタコの産卵礁の設置を行い、水産基盤の整備に取り組みます。

商工業の振興につきましては、引き続き企業誘致に取り組むとともに、工場等の新設または増設をする企業に奨励金を交付することで、工場等の立地を促進し、雇用機会の拡大を図ります。また、市内中小企業者の育成・支援のため、引き続き中小企業預託融資制度を低利で運用してまいります。

観光の振興につきましては、今年度開催される「瀬戸内しま博覧会瀬戸内しまのわ2014」に向けて、観光客の受け入れ態勢を整備してまいります。また、瀬戸内の魅力を生かしたヨットクルージング、本市を舞台にしたアニメ「たまゆら」やNHK連続テレビ小説「マッサン」を活用した誘客促進に引き続き取り組みます。

また、都市圏での本市PR活動や情報発信に努め、地域資源を生かした本市のプロモーション活動を積極的に展開し、交流人口の拡大から定住につながるよう努めてまいります。

第3に、健やかで支え合う安心のまちづくりを目指した施策についてであります。

本市におきましても、少子・高齢化が進んでいる中、医療や介護に係る適切なサービスの確保・提供が喫緊の課題となっております。また、子供や高齢者が狙われる犯罪も多くなるなど、安全・安心な生活が脅かされております。

このため地域における支え合いの機運を盛り上げ、一人一人が安心して暮らせるよう、地域社会を基盤とした地域福祉を充実するとともに、暮らしの安全と安心の確保が必要であると考えております。

医療の充実と健康づくりの推進につきましては、国民健康保険の事業といたしまして、糖尿病の悪化による腎機能の障害を予防し、患者の生活の質を高めるとともに、人工透析への移行を減少させることで医療費の抑制に努めてまいります。

また、国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者健診においても、血糖及び腎機能に係る検査を追加し、糖尿病等の生活習慣病に対する保健指導を充実させてまいります。

このほか、がん検診等の集団検診の実施日数の拡充や個別受診勧奨事業により、健診の

受診率の向上を図ります。

安心して暮らせる豊かな高齢社会の形成につきましては、3年ごとに見直しを行っている介護保険の事業計画について、平成27年度から第6期介護保険事業計画の策定を行い、適切な介護サービスの確保及び介護給付費の適正化に努めてまいります。

障害福祉の充実につきましては、発達障害児者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るための相談窓口を設けるほか、専門職員が保育所、学校等を巡回し、各支援関係機関との連携を図ります。

また、障害者に対する虐待の防止のため、相談窓口の充実強化、連携協力体制の整備及び普及啓発活動の推進を図るとともに、成年後見制度の普及啓発等により、障害者の権利を擁護するための支援業務の充実を図ります。

このほか、消費税率の引き上げによる低所得者等への影響を緩和するための臨時福祉給付金の給付を初めとする地域福祉・低所得者福祉の充実や、交通安全対策の推進、人に優しいまちづくりの推進、防犯対策の推進、及び消費者行政の推進につきましても、引き続き取り組んでまいります。

第4に、竹原のもつ住みよい環境を守り育てることを目指した施策についてであります。

本市は、美しい海や川、山々などに囲まれ、これら自然からの多くの恩恵を受け、文化を育み歴史を形成してまいりました。

こうした美しい自然や歴史文化は、長きにわたって人々にゆとりと和やかさを与えるなど、竹原市の発展の礎となっております。

引き続き歴史文化や自然を守り生かすためにも、循環型社会の形成や生活環境の向上に努める必要があると考えております。

歴史文化の保存・継承・活用につきましては、平成24年に寄贈を受けた旧吉井家住宅等の文化財としての価値を把握するため、建築物の特徴、吉井家の歴史的背景などの調査を進めてまいります。

住宅と住環境の整備につきましては、現在の耐震診断に対する補助に加え、新たに耐震改修工事費に対しても補助金を交付することで、一般の木造戸建て住宅の耐震化率の向上を図ります。

公園・緑地の整備につきましては、国の緊急経済対策に係る補正予算に対応した平成25年度補正予算において、内堀公園トイレの老朽化に伴う建てかえに係る費用を計上いた

しております。

このほか、自然環境の保全・活用、循環型社会の形成及びおいしい水の安定供給につきましても、引き続き取り組んでまいります。

第5に、安全でしっかりとした都市基盤をつくり生かすことを目指した施策についてであります。

私たちの暮らしや産業などを支える市街地や道路交通網や情報網などは、便利さだけではなく、安全・安心や快適性、人への優しさの確保、さらには環境への配慮が求められております。

このため、都市基盤の整備を進めるとともに、市民、地域と行政がさまざまな情報を共有した上で、整備された基盤をみんなで大切に使い、活かしていくことが必要であると考えております。

計画的な土地利用と市街地整備の推進につきましては、都市計画道路忠海中央線の整備に伴い、市営登町住宅跡地を移転補償に伴う代替地として提供するため、土地の造成工事を行うこととしております。

また、平成15年度に策定した竹原市都市計画マスタープランについて、策定後10年が経過していることから、計画の見直しを行います。

なお、引き続き新開地区における土地区画整理事業を推進し、区域内の道路、水路等の整備をするとともに、計画的な土地利用を図り、良好な市街地の形成に努めてまいります。

災害に強いまちづくりにつきましては、平成25年度に完成した本川水門及び排水機場について、広島県から委託を受けて管理運営を行うこととしております。

また、竹原消防署に配備している消防ポンプ自動車の更新、及び消防団に配備している小型動力ポンプ並びに積載車の更新を行います。

道路網の整備につきましては、平成25年度補正予算において市道八代谷曾井線並びに市道築地1号線の整備経費、及び橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の改修経費を計上しております。

これらに加え、平成25年度に実施した道路ストック総点検の結果を踏まえ、市道の舗装改修工事を行うとともに、広島県が実施する道路整備事業の事業費の一部を負担し、道路網の整備を推進いたします。

港湾の整備につきましては、平成25年度補正予算において、竹原港北崎旅客ターミナ

ルの改修事業費の一部を計上するとともに、これに加えて、平成26年度当初予算においても事業費を措置し、平成26年8月の供用開始を目指して、事業進捗を図ることとしております。

忠海港においては、JR忠海駅との間に自由通路を整備し、港へのアクセス環境の改善を図るため、県、JR及び関係地権者との協議を進めてまいります。

また、県と調整を図りながら、広島県が実施する港湾整備事業の事業費の一部を負担し、港湾の整備を推進いたします。

公共交通体系の整備につきましては、地域公共交通総合連携計画に基づく取り組みを継続するほか、平成27年度以降に向けた新たな計画策定を行います。

下水道の整備につきましては、平成25年度補正予算において、污水管整備に係る事業費の一部を計上するとともに、平成26年度当初予算においても事業費を措置し、事業の進捗を図ります。

また、污水管の整備に伴う汚水処理量の増加に対応するために、竹原浄化センターの汚泥処理施設の増設や老朽化した竹原中央地区の下水路の長寿命化計画を策定することとしております。

このほか、情報通信基盤の整備・活用につきましても、引き続き取り組んでまいります。

最後に、まちづくりの推進力をみんなで築くことを目指した施策についてであります。

これまで説明した5つの施策の推進力を市民の皆様とともに築いていくためには、地域を一番よく知る市民の皆様と行政がともに知恵と力を出し合うことが何より大切であります。

また、地方分権改革の進展により、それぞれの自治体が自主性・自立性を高めながら個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが求められており、こうした流れの中で郷土愛に満ちた住みよい魅力あるまちづくりを推進していくために、市民ニーズに的確に応え、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供していく必要があると考えております。

地域活動と協働のまちづくりの推進につきましては、これまで実践してきた生涯学習活動の成果を基礎に、知識や経験が豊富な人材を生かした地域活動を展開し、地域活動に重要な人づくりや体験事業を推進することで、地域の活性化を図ってまいります。

加えて、平成26年度は、第5次総合計画の後期5年間のスタートの年であり、これま

で行ってきたさまざまな施策及びその評価・検証を将来につなげていく重要な1年であり
ます。

そういった観点も踏まえ、引き続き市民の皆様とパートナーシップにより協働のまちづ
くりを推進し、住民自治組織の設立・運営に対する支援を行い、各種団体との協力・連携
を図ってまいります。

以上、6つの施策を主なものとして当初予算を編成した結果、一般会計の予算総額は1
29億7,222万1,000円で、前年度と比較し4.8%の増となっております。

なお、一般会計の歳入歳出予算の款別及び性質別の状況は別表2のとおりであります。

次に、国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、地域住民の相互扶助の精神に立脚した地域保険として、住民の健康保持、生
活の安定と向上に大きく寄与し、国民皆保険制度の中核としての役割を果たすものであり
ます。しかし、急速な高齢化と社会経済情勢の変化により、医療費は年々増加し、国保財
政を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

そのため、今年度は、国民健康保険税率の見直しや一般会計からの繰り入れにより、歳
入を確保する一方、医療費の適正化対策として引き続きレセプト点検事業やジェネリック
医薬品の利用促進などに取り組むとともに、生活習慣病を中心とした疾病の早期発見・早
期治療及び予防対策として特定健康診査・特定保健指導を初め保健事業を積極的に推進
し、被保険者の健康保持並びに生活の安定と向上に努めてまいります。

予算総額は、37億2,995万3,000円で、前年度と比較し1.7%の増となっ
ております。

次に、貸付資金特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、経済的理由により高等学校などへの就学が困難な方に対し、必要な資金の貸
し付けを行い、修学の途を開くものであります。

予算総額は、1,095万5,000円で、前年度と比較し0.7%の減となってい
ます。

次に、港湾事業特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、地方港湾竹原港及び忠海港の港湾施設について、県から委託を受け、港湾施
設使用料を充てて管理運営をするものであります。これまで海の玄関口として港湾施設管
理に努めてまいりましたが、本年度も一般会計における港湾施設整備と整合性を保ちなが
ら、適切な管理運営に努めてまいります。

予算総額は、5,082万5,000円で、前年度と比較し3.9%の増となっております。

次に、公共下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、市民の安全で快適な暮らしと公共用水域の水質保全及び市街地の浸水対策のため、都市基盤整備事業として必要な公共下水道の整備促進を図るものであり、本年度は引き続き面整備区域の拡大を図るとともに汚水幹線の整備を実施し、汚泥処理施設の増設を行ってまいります。

予算総額は、7億6,311万9,000円で、前年度と比較し11.3%の増となっております。

次に、公共用地先行取得事業特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、事業の推進に当たり、土地の先行取得を必要とする事態が生じたときに対応するものであります。本年度は、存目として1,000円を計上しておりますが、今後先行取得の必要が生じた場合、当会計をもって適正に対応いたします。

次に、介護保険特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるものであります。高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、総合的な介護サービスを提供するとともに、2次予防事業対象者把握事業などの施策に取り組むことにより、介護予防に努め、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

予算総額は、33億1,925万6,000円で、前年度と比較し1.2%の増となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、県内全市町が加入する広島県後期高齢者医療広域連合へ支払う保険料が予算の主なものとなっております。

予算総額は4億3,183万3,000円で、前年度と比較し1.8%の減となっております。

以上、一般会計及び7つの特別会計予算の状況は、別表1のとおりであります。

平成26年度竹原市水道事業会計予算について、その施策の大要を御説明申し上げます。

水道事業の使命は、安全な水を豊富に、かつ安定的にできるだけ低廉に供給し、企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進と産業経済の発展に

寄与することを目的とするものであります。

本市における水の需要量につきましては、一般用を中心とする生活関連用水の使用量は、人口の減少等により減少しております。また、工業用水については、水需要の増加に伴い若干増加しているところであります。平成25年度決算見込みによりますと、一般用が対前年度決算比1.4%の減、工業用においては、対前年度決算比2.3%の増を見込んでおります。

平成26年度予算編成に当たりましては、合理的な事業の推進と経費節減に努め、水道事業の継続的かつ効率的経営と安定的供給体制の強化に資する施策として、水源地や配水池等の水道施設の耐震化、機器等の更新や配水管の布設替工事などを計画的に実施します。

収益性の向上に努め、最少の経費をもって最大の効果を上げるべく予算措置をいたしました結果、6,877万2,000円の利益を見込んでおります。

内容について申し上げますと、業務の予定量につきましては、給水件数1万3,402件、年間給水量585万626立方メートル、1日平均給水量1万6,028立方メートルを見込んでおります。

主要な建設改良事業につきましては、老朽施設の更新、配水管の耐震化に伴う布設替工事を市内6地区において総延長約1.4キロメートルを実施し、また、水源地及び配水池等の流量計及びポンプ取替工事、テレメータ制御盤及び装置改修工事、防雷システム設置工事などを実施することといたしております。そのほか、竹原市水道事業経営健全化業務を2年間の債務負担行為により業務委託を実施することにいたしております。

以上の施策を主なものとし、予算編成を行いました結果、平成26年度竹原市水道事業会計予算は10億924万6,000円となり、対前年度比7.2%の増となっております。

なお、収益的収支、資本的収支及び予算規模の状況は、別表3のとおりであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第29、議案第31号平成26年度竹原市一般会計予算から日程第37、議案第39号平成26年度竹原市水道事業会計予算までの9件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、日程第29，議案第31号平成26年度竹原市一般会計予算から日程第37，議案第39号平成26年度竹原市水道事業会計予算までの9件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議事の都合により、明3月5日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会といたします。

午後1時54分 散会